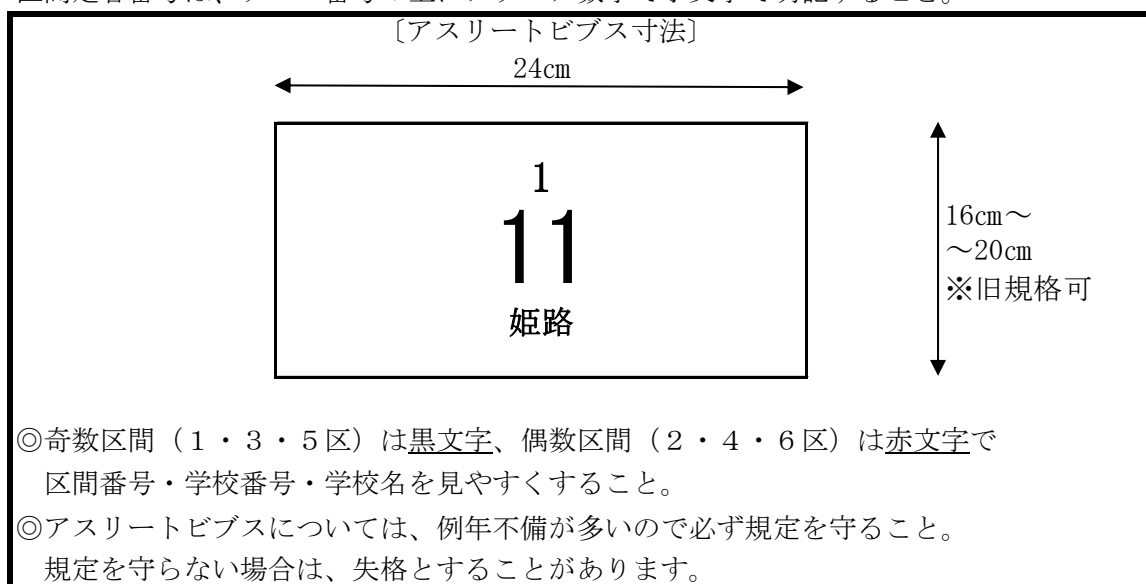


聖徳太子奉賛中学校駅伝競走大会規定

- 1 競技は全コース男子6、女子5区間を予め定められた区間を完走し継走する。
- 2 全コースを走破し、各区間の所要時間の合計によって団体の等位を決する。
- 3 コースは、男子は大コースを最低2区間、女子は1区間必ず入れること。大コースは3km程度、中コースは2km程度、小コースは1.5km程度とする。
- 4 エントリー選手以外の生徒は、出場できない。仮オーダー内で自由に変更できる。
- 5 代人の出場チームは失格とする。
- 6 当日人数が揃わない場合は、区間賞のみ対象として継走できる。
- 7 伴走は一切認めない。役員よりこの事実が確認された場合は、失格の原因となるから、各校で十分に徹底すること。
- 8 選手・応援者はいかなる方法でも故意に他の走者を妨害し、または、自己チームの有利になるような手段を用いてはならない。
- 9 選手は水を飲む等のため走路外に出てはならない。また、他の何人からも助けや飲食物等の補助を受けてはならない。
- 10 競技中の選手に事故があった時は、そのチームは団体競技の権利を失う。しかし、以後の区間競技は認める。（最後のチーム通過1分後に出発する。）
また、同時にそのチームの監督は審判まで届けて以後の競技に関して打合せること。
- 11 決勝点に先頭チームがゴールしてから20分経過を以て競技を終了し、その後の競技は認めない。
- 12 アスリートビブスは、各チームにおいて準備すること。
- 13 アスリートビブスは、背と胸に外れないように取り付け、その寸法は縦16cm～20cm、横24cmとする。
- 14 アスリートビブスは、アラビア数字で明記し、校名はその下に横書き楷書小文字で明記すること。
- 15 区間走者番号は、チーム番号の上にアラビア数字で小文字で明記すること。



- 16 タスキは、本部で準備するものを使用する。
- 17 競技参加者は、その競技のことに関する限り、審判長に対し監督を通じ異議質疑を提起し得る。しかし、審判長の下せる判定は絶対にして最終のものである。
- 18 応援者、付添い者は、競技場内においての応援は一切禁止する。
- 19 コースを間違えた場合、失格の原因になるが、その処置については審判長が裁定する。
- 20 その他、本規定以外については、日本陸上競技連盟駅伝競走基準に準ずる。
- 21 参加選手の事故については、主催者において応急処置はするが、その後の責任は参加校でなすこと。
- 22 タスキの受け渡しは、中継線から進行方向20mの間に手渡しで行わなければならない、中継線の手前からタスキを投げ渡したりしてはならない。